

# 大神神社の本殿と八咫鏡

山の辺文化講座 二〇二四年二月一〇日

天理大学非常勤講師 藤井 稔

## 1 はじめに

神社で、祭神が宿っているとされる神体を安置する建物を本殿といい。古くは正殿・宝殿などともいった。奈良県桜井市三輪の三輪山に鎮座する大神神社は、三輪山を神体山とし、古来この本殿がなかったということが流布している。しかし、伝説などからは、大神神社に神体として八咫鏡つまり巨大な鏡があり、本殿も存在したとすることもできる。それで、先行研究と大神神社関係文書の記述から大神神社の八咫鏡と本殿について考察する。

## 2 大神神社の本殿と八咫鏡に関する文献史料

### ① 記紀における記述

a 大国主神による国造りの際に海を照らして現れた神について、『古事記』は「此は御諸山の上に坐す神なり。」と記している。『日本書紀』では、その神を大己貴神の「幸魂（さきみたま）・奇魂（くしみたま）」とし、「吾は日本の三諸山に住まむと欲ふ」との言葉により、「即ち宮を彼処に営りて、就きて居しまさしむ。此、大三輪の神なり。」と記す。

b 『古事記』崇神天皇条三輪山伝説では活玉依毘売（いくたまよりひめ）のもとに通う男の着物の裾に刺した糸が「美和山に至りて、神の社に留まりき。」とある。

c 『日本書紀』崇神天皇八年条には「神宮に宴す」・「神宮の門を開きて、幸行す。」とともに諸大夫等・天皇の歌の中に「三輪の殿の朝門」・「三輪の殿門」とある。

② 「出雲国造神賀詞」（『延喜式』卷八祝詞）に「大穴持命乃申給久 皇御孫命乃静坐乎大倭國申天 己命和魂乎 八咫鏡爾取託天 倭大物主櫛毬玉命登名乎稱天 大御和乃神奈備爾坐」とあり、大穴持命の和魂を八咫の鏡に取りつけて、倭の大物主櫛毬玉（くしみかたま）命の名で、大御和の神奈備に鎮座したと記す。

③ 『日本紀略』長保二年（一〇〇〇年）条に、六月十六日辛酉。御卜。依大神社（大和城上郡）鳴動也。（中略）七月十三日戊子、奉幣廿一社。依大神社宝殿鳴動也。有辞別」とあり、大神社の宝殿すなわち本殿が鳴動したことを記す。

④ 『奥儀抄』（藤原清輔 一二二四年〜四四年頃）は、「或人云」として、三輪の明神は社もなく、祭の日は、茅の輪を三つ作って岩の上に置いて祭っていること・社のないことを「あやし」として里の人達が社を作ったがカラスが百千ときて食い破り壊したこと・それを神意としてその後は社を作らなかつたことを記す。

⑤ 『金槐和歌集』（源実朝 一二一三年頃成立）には、詞書の「三輪の社を」の後に、「いまつくる三輪の祝がすぎやしる すぎにしことは問はずともよし」とある。

⑥ 『大三輪神三社鎮座次第』（同書には、嘉禄二年つまり一二二六年とあるが、十八世紀初の宝永頃の偽作説がある。）は、「当社古来無宝倉、唯三箇鳥居而已、奥津磐座大物主、中津磐座大己貴命、辺津磐座少彦名命」と記す。

⑦ 『大神分身類社鈔』（大神朝臣家次 文永元年 一一六四）の記述によると、三輪山の磐石つまり磐座や杉なども鏡とともに神体となっていたことになる。

### 3 大神神社の本殿に関する先行研究

- ① 本居宣長・伴信友・栗田寛・西川玉壺・高品成章・池田源太らが、文献から大神神社には、かつては本殿があったことを指摘している。
- ② 西川玉壺は大神神社を上古において「宮殿様式の結構完備」していたとともに、『金槐和歌集』により、源実朝が大神神社の宝殿すなわち本殿を新造したとする。そして、この時の造営は大規模で、同時期に造営の記録がある神宮寺の大御輪寺も再興し造営し、平等寺も建立したと指摘している。また、『大三輪神三社鎮座次第』の記述を疑う国学者などもなく、記紀や「出雲国造神賀詞」と相容れざる所以をも忘却させたが、同書の結尾に「然而家伝とは相違ある者なり」とあることにより、同書は正伝ではないとも記している。

### ③ 大神神社の禁足地内の建造物に関する伝承についての研究

- a 斎藤美澄は『大和志料』（一九一五年）の「三輪山」の項では、禁足地の字茶臼山から酒器などの器物が発見されており、その北に旧社殿趾と称する処があると記し、茶臼山は上古宝庫の在った処で、建物移転もしくは他の原因で器物が土中に埋没したものと推定している。なお、同書の「大神大物主神社」の項では、茶臼山の旧殿趾と称する処は往時の拝殿の在ったところで、後に今の処に遷したのではないかと斎藤美澄は推定している。なお、同項には日本紀略長保二年の宝殿は拝殿を尊称したものであるという推定も記している。
  - b 大場磐雄は『神道考古学論攷』（一九四三年）で、実地の状況と出土遺物の種類から『大和志料』の宝庫説は首肯し難いとし、出土遺物等を一括して祭祀関係遺物とし、茶臼山は祭祀趾としている。
  - c 樋口清之は『神道考古学講座』第五卷（一九七二年）の「三輪山」で、現拝殿の奥（東）約二百メートルに巨岩があり、その巨岩の下方に長方形に石の土留めの跡がかすかにあり、建造物か祭場の存在を推定している。また、足利時代の『三輪古図』には現在と同じく拝殿だけであるから、もし神殿があっても中世以前のこととも指摘している。
  - d 白井伊佐牟は「大神神社『御主殿跡』攷」（一九八四年 大神神社境内地発掘調査報告書）所収）で、大神神社関係文書に記述のある禁足地内の御主殿跡について、弥生土器片・土師器・須恵器・子持ち勾玉などの禁足地からの出土物によって、元から建造物はなく、古墳時代から弥生時代に遡る神祀りの場所と推定している。
- ### 4 大神神社関係文書における禁足地内の建造物跡に関する記述
- ① 「現境内並正殿建立願書」（明治五年十月に教部省へ申請・『大神神社史料』第一巻所収）
    - a 社頭建物雨溜より三尺を除くの外、悉く上地云々と達せられたが、当社には正殿がなく、禁足地が田畑となつては、神慮に申し訳なく、敬神にも相違する。
    - b 拝殿より一町余に正殿跡と推定できる旧跡がある。古老はこの処を正殿跡または旧拝殿跡とも伝えている。
    - c この地は東西およそ十五間南北十間余で、西正面を除き、三方に土手がある。
    - d 『奥儀抄』が社を建立したというのもここにあったと推定できる。

e 王政復古百事御一新の時でもありませんので、正殿一字を創立せられ、かつ従前通り御山をもって神体山と定めおかれたい。

f 明治六年（一八七三）九月に教部省は御諸山一山つまり三輪山を社地と定めることを認めたが、正殿建立については「正殿造営之儀者難被御沙汰」として却下した。それで、正殿つまり本殿の建立は実現しなかった。

② 御主殿跡石垣掘崩に関する記録（『大神神社史料』第一巻「越家古記録一」所収）

a 「禁足山之内ニ有之候御主殿渡之石垣堀崩候ニ付御吟味御願」

この願書は文化七年（一八一〇）十二月に神主代の岡本采女が社家の越式部・若宮別当の大御輪寺を奈良奉行所に訴えたもの。同願には文化六年八月下旬頃から、文化七年二・三月頃まで相手側が度々禁足山に立ち入り、石数二万貫目余を追々持ち出し、「御主殿後」と唱える、およそ十間四方ほどある「社垣後」を掘り崩し、末社天王社の砂留・大御輪寺境内の金毘羅社などの石垣に用い、残りは越式部らが持ちかえったと聞いたが不埒なことなので、召し出して吟味することを願いでている。

b 「乍恐返答書奉差上候」

この返答書は文化八年三月に越式部らが奉行所の指令で、先の願書に対する返答を記したもの。同書は、願方が御主殿と申しているが、九十四代花園天皇が当社へ行幸された際に八百万の神を勧請した場所で、古来より御集殿と唱え、往古は修復もしていたが、およそ五百年余の間に退転し、社垣等もなくなり、禁足山内の字と同様になり、場所もわからなくなった。そのような中で石を掘り出したことを不法というのか、神主を召し出して吟味してほしいと記す。

c 「乍恐御下ケ奉願上候」

この願書は、文化八年九月に両者が和解したことを奈良奉行所に報告したものの。今回のことは私欲でしたことではないことや、末社の修復で石が多数入用の際に山内から掘り出した前例が安永八年・九年などにもあると述べ、今回、御主殿跡の石垣を掘り崩したのではなく、禁足山近辺に散乱していた石や川中の石を持ち出したと記している。

## 5 卯の日神事と鏡

① 卯の日神事すなわち卯の日祭は崇神天皇が卯の日に大神祭を始めたと言われることによるもので、大神神社で最も大切な祭典。

② 現在も毎月卯の日に行われているが、四月（明治六年以来の九日）を大祭としている。なお、現在は鏡の出御は行われていない。

③ 明和三年（一七六六）四月の卯の日神事の記録が「卯日神事覚」（『大神神社史料』第二巻「神事勤行日記」所収）にある。

④ 「卯日神事覚」には、この神事に神鏡が出御していたことが次のように記されている。十五日八つ（午後二時頃）社中が川垢離をし、三つ鳥居開扉、神主神前へ出仕。御蔵を開き、神主が御蔵へ入り、神鏡のふたをとる。祝詞中臣祓をし、その後、神室を手渡しで出し奉る。扉をしめたのを見届けてから、神主・越氏は罷り帰り、唐戸から入り、祝詞中臣祓をし、八乙女が絵神樂をし、神歌も済み、七つ（午後四時頃）過ぎ、神主・社中が神拝所へ下り、御酒頂戴、社中が御酒が済むと門内の神を拝し、その杉

の木の本の神拝し、それから神前へ出て、唐戸から入り、祝詞中臣祓をし、通夜申しあげる。

十六日神事当日、神事終了後、神主・社中が御蔵へ入り、神室を納め、祝詞中臣祓をし、それが済むと神鏡にふたをする。

この覚から、御蔵にあった神室に神鏡が納められており、卯の日神事において神体として祭祀されていたことがわかる。

この覚には「門内の神」などあるので、三つ鳥居内の禁足地に神体である神鏡が納められた神室を安置したと推定できる。

この覚からは、神室や神鏡について、その大きさを含めた形状などはわからない。

⑧ 「神事勤行日記」には、明和三年（一七六六）五月の雨乞いで神鏡を台に乗せ、神主が願書を読み上げたことも記されている。

## 6 まとめ

① 大神神社は、三輪山を神体山とし、古来本殿がなかったということが流布している。

先行研究でも指摘されているように、記紀や『日本紀略』などの文献から、かつては本殿があったと推定できる。

② 禁足地内の御主殿跡とも称されるところは、樋口清之なども指摘しているように建物が存在した可能性がある。御主殿跡の名が示すように御主殿すなわち本殿がこの地に存在したと推定できる。

③ 御主殿跡を祭祀所とする説もあるが、祭祀所に本殿が造営されたとも推定できる。

④ 明治五年（一八七二）「現境内並正殿建立願書」では大神神社自体が正殿跡すなわち御主殿跡に『奥儀抄』が記す社すなわち本殿があったと推定している。また、同願書により、御主殿跡は、拝殿より一町余にあり、東西およそ十五間南北十間余で、西正面を除き、三方に土手があったことがわかる。

⑤ 御主殿跡石垣掘崩に関する記録から、御主殿跡が江戸時代において、石の掘り出しが複数あったことにより、影響を受けていることが推定できる。また、禁足地からの出土物として伝わっている遺物との関連も指摘できる。

⑥ 「卯日神事覚」から江戸時代の明和三年（一七六六）に卯の日神事において神体として神鏡が祭祀されていたことがわかる。大神神社において最も大切な神事である卯の日神事すなわち卯の日祭に神体として神鏡が祭祀されていたことから、古くから鏡を神体として祭祀していたと推定できる。そして、その鏡は「出雲国造神賀詞」が記す八咫鏡のように、巨大な鏡であった可能性が強い。

⑦ 拝殿の御棚は、神を勧請するところで、神の鎮座するところでもあり、かつて、神体の鏡が鎮座していた可能性がある。

⑧ 大神神社では、三輪山を神体山とするとともに、古来八咫鏡とも称されるほどの巨大な鏡鏡を神体として本殿に安置して祭祀をしていた。それが『奥儀抄』が記された十二世紀前半までに本殿が消滅し、古来本殿は存在しなかったという伝説が生じた。ただし、江戸時代になっても鏡を神体とする伝統は継続しており、卯の日神事などで神鏡を神体として祭祀していた。

# 大神神社の本殿と八咫鏡 資料

資料1 大神神社の本殿と八咫鏡に関する文献史料

① 『古事記』 大國主神条 「吾をば倭の青垣の東の山の上に伊都岐奉れ。」と答へ言りたまひき。此は御諸山の上に坐す神なり。

② 『古事記』 崇神天皇条神々の祭祀 意富多多泥古命を以ちて神主と為て、御諸山に意富美和の大神の前を拝き祭りたまひき。

③ 『古事記』 崇神天皇条三輪山伝説 美和山に至りて、神の社に留まりき。

④ 『日本書紀』 卷1 第6の一書 「吾は日本国の三諸山に住まむと欲ふ」といふ。故、即ち宮を彼処に営りて、就きて居しまさしむ。此、大三輪の神なり。

⑤ 『日本書紀』 崇神天皇8年条 天皇、大田田根子を以て、大神を祭らしむ。  
(中略)如此歌して、神宮に宴す。即ち宴竟りて、諸大夫等歌して曰はく

味酒 三輪の殿の 朝門にも 出でて行かな 三輪の殿門を  
茲に、天皇歌して曰はく

味酒 三輪の殿の 朝門にも 押し開かね 三輪の殿門を  
即ち神宮の門を開きて、幸行す。

⑥ 「出雲国造神賀詞」(『延喜式』卷八祝詞) 大穴持命乃申給久 皇御孫命乃靜坐乎大倭國申天 己命和魂乎 八咫鏡爾取託天 倭大物主櫛瓊玉命登名乎稱天 大御和乃神奈備爾坐

⑦ 『日本紀略』 長保二年(一〇〇〇)条 六月十六日辛酉。御卜。依大神社(大和城上)鳴動也。(中略) 七月十三日戊子、奉幣廿一社。依大神社宝殿鳴動也。有辞別。

⑧ 『奥儀抄』(藤原清輔著 一一二四年〜四四年頃) 中之下  
或人云う。このみわの明神は、社もなくて、祭の日は、茅の輪をみつくりて、いはのうへにおきて、それをまつる也。やしるのおはせぬ。あやしとて、里のものとあつまりて、つくりたりければ、からす百千いできたりて、くひやぶり、ふみこぼちて、その木どもをば、おのおのくはえてゆきさりにけり。其後神のちかひとしりて、つくらずとぞ。

⑨ 『金槐和歌集』(源実朝 建暦三年・一一一三年頃成立)  
三輪の社を  
いまつくる三輪の祝はふりがすぎやしろ すぎにしことは問はずともよし  
\*第三句までは「す(過)ぎ」を導く序詞

⑩ 『大神分身類社鈔』(大神朝臣家次 文永元年 一一六四)  
三輪下神社三座(中略) 神名帳云、大神大物主神社(中略) 中座 大己貴命之幸魂奇魂、神体磐石(中略) 右座 櫛瓊玉命奇魂神体瓊玉(中略) 別座 少彦名命神体磐石(中略) 三輪上神社一座(中略) 神名帳云、神坐日向神社一座(中略) 日本大國主命 神体杉木

⑪ 『大三輪神三社鎮座次第』(嘉禄二年(一二二六)とあるが、宝永(十八紀初)頃の偽作説)  
当社古来無宝倉、唯三箇鳥居而已、奥津磐座大物主、中津磐座大己貴命、辺津

磐座少彦名命、 (中略) 然而家伝有相違也 (後略)

資料2 「現境内並正殿建立願書」 (二八七二(明治五)年一〇月 『大神神社史料』第一卷所収)

現境内並正殿建立願書

当社之義者往昔ヨリ拝殿華表而已アリテ更ニ御正殿無之御諸山ヲ以神体ト相定  
大物主大神ヲ始御子神百人拾余一柱鎮座ト古老伝聞ニ御座候爰ニ中古寛文六年丙午三月  
二十四日旧幕下土屋忠次郎書面ニ北ハ三光谷限麓ヨリ峠迄南ハムクロガ谷ヲ限麓ヨリ峠  
迄西ヨリ東ノ峠迄町積式拾町五拾六間横之広サ南ヨリ北迄四町余ト相定 御改正前右之  
件々現在之境内ト定メ禁足山ト唱ヘ不入庶人事ニ御座候然ルニ昨未年七月從  
太政官境内地ヲ不論本社及建物等現今之地景ニ依テ相除其他總テ上地可致旨御沙汰ニ相  
成則地方官ヨリ小参事以下官員五人出張之上社地年貢地之榜示ヲ立ラレ候処去八月從地  
方官三輪村戸長之者共ヘ御達有之候旨趣者社頭建物雨溜ヨリ三尺ヲ除之外悉皆上地之旨  
被仰出御趣旨之程謹承奉戴仕居候得共前件之次第御正殿モ無御座拝殿而已ニテ上地之上  
ハ自然開拓田畑ト相成候而ハ実以歎ケ敷 神慮之程恐入且御敬神之廉ニ違ヒ候事哉ニ奉  
恐察是而已昼夜痛心仕候然ルニ神門内見分仕相調候処拝殿ヨリ一町余ヲ隔絶シ御正殿跡  
ト思ハシキ旧跡在之古老伝ヘテ是処ヲ正殿跡又ハ旧拝殿跡トモ云々是地東西凡十五間南  
北十間余ニシテ西正面ヲ除三方ニ土堤アリ清輔力奥儀抄ニ御社ノ無事ヲ恠テ里人共造リ  
タレハ雁共数多来啄破リ其木共ヲ方々ヘ哺テ行ケリ是後不作云々右等畢竟愚民ヲ惑シ令  
為信仰トノ奸人之策謀不解之説ト被存候得共其比建立致シ候ト被存候得斯 王政復古百  
事御一洗此秋ニ御座候得者何卒御正殿一字御創立被為候様且從前通御山以神体山ト被為  
定候様右兩廉之内御採用被為成下候ハハ衆庶之望何以不可如之且教化之一端共相成候歟  
ニ奉存上候宜御賢慮之上至急御沙汰之程奉程奉仰候御以上

資料3 「卯日神事覚」 (一七六六(明和三)年四月 『三輪叢書』所収)

一十五日、当卯御神事者今日神室(宝力)出なり。今晚御滞留ニ付今日川こうりに参候事。(中略)

一八ツ比より社中川こうりに参り申候。御酒五合樽入かわらけニ塩少入こうりに相濟、川端にて御酒申あけ有之神主始頂戴、尤明日渡之児茂同道仕。今日例年式日ニ而無之候トモ惣番二仕、御供所三ツ鳥居かき取参、即刻開扉、神主神前へ出仕御蔵之かき持出ル。弥太郎へ相渡、三鳥居者御供所開申候。御蔵者弥太郎ひらき申候。神主御蔵へ入神鏡之ふたヲ取、祝詞中臣祓勉(勤力)行相濟神室(宝力)ヲ奉出ル。越氏者御蔵たんに二ツ目、土屋氏者御蔵たん一ツ目、箕倉氏より土間に居、たんたん手くりニ神室(宝力)ヲ出奉り、終ニとびらしまり御見届神主越氏罷帰り唐戸より入、祝詞中臣祓等有之、即刻八乙女 総神樂上ル。尤神うた有之相濟、夕御膳上ル事。(中略) 門内之神拝、夫杉ノ木ノ本之神拝、(中略) 則夫より神前江出唐戸より入、祝詞中臣祓等は又昨日之通。社中今晚通夜申上候事。(後略)